

上越市立教育センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日提出

上越市教育委員会教育長 早川 義裕

上越市教育委員会規則第11号

上越市立教育センター管理運営規則の一部を改正する規則

上越市立教育センター管理運営規則（昭和46年上越市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、主任」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 所長は、所務をつかさどり、教育センターの研究、研修及び事務を総括し、所属職員を監督する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条第1項中「助手」を「主任、助手」に改める。

第8条を次のように改める。

(運営)

第8条 教育センターは、所務の円滑な推進を図るため、識見を有する人等から意見を聴取する場として、教育センター運営委員会を開催する。

2 教育センターには、教育センターの事業を企画し、円滑に推進するため、内部組織として企画委員会を置くことができる。

3 企画委員会の委員は、部長及び学校教育課指導係の職員により構成し、事業推進のために必要な事項について協議する。

第10条中「については、」を「その他必要な事項は、教育委員会が」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。